

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 組織整備計画</p> <p>第1 防災体制整備</p> <p>市は、災害対策基本法第16条に基づき、市防災会議を設置し、市地域防災計画を作成し、対策推進を行う。</p> <p>第2節 相互応援体制整備計画</p> <p>第1 相互応援</p> <p>4 応援要請体制の整備</p> <p>市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>5 応援受入体制の整備</p> <p>市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。また、平常時から協定を</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 組織整備計画</p> <p>第1 防災体制整備</p> <p>市は、災害対策基本法第16条に基づき、市防災会議を設置し、市地域防災計画を作成し、対策推進を行う。<u>また、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。</u></p> <p>第2節 相互応援体制整備計画</p> <p>第1 相互応援</p> <p>4 応援要請体制の整備</p> <p>市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u>また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>5 応援受入体制の整備</p> <p>市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。<u>その際、新型コロナウイ</u></p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>2</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p> <p>新型コロナウイルス感</p>

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>第15節 防災知識普及計画</p> <p>第1 住民向けの防災教育</p> <p>1 普及啓発すべき内容</p> <p>市は、住民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知<u>させるとともに</u>、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や<u>避難勧告</u>等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>(1)「自助」「共助」の推進</p> <p>キ 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等</p> <p>平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>ルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u>また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>第15節 防災知識普及計画</p> <p>第1 住民向けの防災教育</p> <p>1 普及啓発すべき内容</p> <p>市は、<u>専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら</u>、住民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知<u>するものとする。</u>また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や<u>避難指示</u>等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>(1)「自助」「共助」の推進</p> <p>キ 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等</p> <p>平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。</p> <p><u>ク 適切な避難行動</u></p> <p><u>避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動</u></p>	<p></p> <p>29</p> <p>29</p> <p>30</p>	<p>感染症対策を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>1 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。</p> <p>実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>がとれるよう啓発を図る。</u></p> <p><u>ケ 避難場所・避難経路の確認</u></p> <p><u>平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所や経路等を確認するよう啓発を図る。</u></p> <p><u>コ 被災状況の記録</u></p> <p><u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動がとれるよう啓発を図る。</u></p> <p>第2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>1 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。</p> <p>実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。</p> <p><u>(4) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。</u></p>	<p>31</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（地震災害対策計画編）

<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 被害情報・措置情報の収集・伝達</p> <p>2 情報収集伝達の方法</p> <p>(5) <u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</u> 発令状況</p> <p>第10節 消防活動計画</p> <p>第4 応援派遣要請</p> <p>市及び消防本部は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により応援を要請する。</p> <p>第5 応援隊の派遣</p> <p>消防本部は、他の市町村の被災にあつては、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣市町村での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 被害情報・措置情報の収集・伝達</p> <p>2 情報収集伝達の方法</p> <p>(5) <u>避難指示、高齢者等避難</u> 発令状況</p> <p>第10節 消防活動計画</p> <p>第4 応援派遣要請</p> <p>市及び消防本部は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により応援を要請する。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>第5 応援隊の派遣</p> <p>消防本部は、他の市町村の被災にあつては、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣市町村での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	<p>38</p> <p>52</p> <p>52</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p>
---	--	-------------------------------	---

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画</p> <p>第5節 警戒宣言発令時の対応措置</p> <p>第3 地震防災応急対策の実施</p> <p>2 消防、水防対策</p> <p>（2）水防対策</p> <p>エ 避難の<u>勧告・指示</u>及び誘導</p> <p>7 かけ崩れ等危険区域対策</p> <p>（2）市は県の指導により地すべり、山崩れ等の危険が予測される地区に対し、<u>避難勧告</u>等の適切な措置を行う。</p>	<p>第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画</p> <p>第5節 警戒宣言発令時の対応措置</p> <p>第3 地震防災応急対策の実施</p> <p>2 消防、水防対策</p> <p>（2）水防対策</p> <p>エ 避難の<u>指示</u>及び誘導</p> <p>7 かけ崩れ等危険区域対策</p> <p>（2）市は県の指導により地すべり、山崩れ等の危険が予測される地区に対し、<u>避難指示</u>等の適切な措置を行う。</p>	<p>89</p> <p>97</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p>